

J F E スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う 土地利用・基盤整備に係る庁内事業調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 J F E スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に係る庁内調整会議（以下、「庁内調整会議」という。）の所掌事務である土地利用及び基盤整備について重点的に取り組み、当該施策を迅速かつ効果的に推進することを目的に、庁内調整会議設置要綱第4条の規定に基づく事業調整会議として、J F E スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用・基盤整備に係る庁内事業調整会議（以下「事業調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 事業調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) J F E スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区（以下「京浜地区」という。）の土地利用全般に関する情報の共有及び協議
- (2) 京浜地区の基盤整備に関する調整
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 事業調整会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 事業調整会議は座長が招集し、その議長となる。
- 3 座長は、別表に掲げる二副市長の共同によるものとする。
- 4 委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(意見聴取)

第4条 事業調整会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 事業調整会議の事務局は、臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業調整会議の運営について必要な事項は、座長が事業調整会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

| 役 職 | 名 称 |
|------|---|
| 共同座長 | 白鳥副市長 八尾副市長 |
| 委 員 | 上下水道事業管理者 総務企画局長 財政局長 経済労働局長 環境局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 臨海部国際戦略本部長 危機管理本部危機管理監 川崎区長 交通局長 消防局長 |
| 事務局 | 臨海部国際戦略本部 土地利用転換推進部 |